

介護福祉士修学資金貸付制度及び介護福祉士養成に係る 離職者訓練（委託訓練）に関する意見書

近年の厳しい雇用状況、福祉・介護人材の安定的な確保が求められているなどの社会情勢を背景に、国の平成20年度補正予算において措置された「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成23年度までの措置として終了したところである。

また、本県においては、高齢化が他県より進行している現状や現在の福祉・介護分野の人材確保が難しい状況から考えると、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくことが肝要となっており、介護人材の確保や介護の質の向上は極めて重要な課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 全額国庫による介護福祉士修学資金貸付制度を再開するとともに、返還免除条件の緩和を図ること。
- 2 介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）の継続実施及び施策の恒久化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣
厚生労働大臣